

島根県省力化投資等支援事業補助金

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI 2nd

島根県補助事業

人手不足解消 に効果のある 省力化 に取り組みませんか？

深刻な人手不足の影響を受けている中小企業者等に対して
省力化を図るために取組に係る経費の一部を補助します。



補助上限額：

«設備導入»

150万円（下限20万円）

«専門家派遣»

20万円

補助率

1/3

人手不足により従業員が減少している中小企業者等※

※中小企業者等…中小企業基本法に定める中小企業者、事業協同組合、
企業組合、協業組合、商工組合及び特定非営利活動法人

※農林水産業等を除く ※その他諸要件あり

補助対象者

※その他諸要件あり

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・従業員数等が減少していること（整理解雇などの離職による減少は含まない）
- ・求人活動を実施したが、充足に至っていないこと

事業内容

- ①作業等の省力化に必要となる機械設備等の導入経費
- ②現場改善等のための専門家派遣経費

公募期間

第1次締切：6月16日 第2次締切：7月15日 第3次締切：8月20日

第4次締切：9月30日 隨時公募：10月10日～

※令和8年1月30日（金）までに事業を終了する必要があります。

※いずれも17時必着 予算の上限に達し次第、終了となります

<申請時、申請（採択）後に対応が必要な主要な事項>

- ・申請時には生産性向上計画の策定が必要です。
- ・本事業により取得した財産の処分には制限があります。
- ・補助金確定前に証拠書類の提出、保存義務の他、実地検査を行います（会計検査対象）。
- ・事業終了の翌年度から3年間実施効果報告書の提出が必要です。

<要綱、様式、その他詳細については、島根県中小企業団体中央会ホームページでご確認下さい。>

<https://www.crosstalk.or.jp/r7shimane-shoryokuka.html>

お問合せ先：島根県中小企業団体中央会 組織振興課

TEL：0852-21-4809 E-mail：shimane-shoryokuka@crosstalk.or.jp

